

第2節 安心して子どもを産み育てられ、将来を担う子ども・若者が力を発揮できるために 【子育て支援, 学校教育, 子ども・若者】

2-1 みんなに見守られ、安心して子どもを産み、育てられるまち 【子育て支援】

施策03 子ども・子育て家庭の支援

目的

- 対象** ……子ども(出生前を含む), 子どもの保護者
意図 ……子どもが健やかに成長できる
 多様なライフスタイルに合わせて、安心して子どもを産み育てることができる

施策と関連するSDGsの目標 (ゴール)



施策の方向

子どもが健やかに成長し、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子育てを楽しく感じることができるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域全体で支援し、子育てしやすいまちづくりを推進します。

施策のポイント

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実 (母子保健施策と子育て支援施策との連携)
- 国による「こども家庭庁」の創設及び児童福祉法等の一部改正に合わせた対応
- 多様な保育ニーズへの対応 (保育園待機児童対策, 学童クラブ入会保留児童対策など)
- 児童虐待の予防と早期発見, 虐待を受けた子どもの支援・ケアに関する体制の整備
- ヤングケアラーへの対応
- ひとり親家庭等への様々な相談や就労支援, 経済的な支援
- 公立保育園における民間活力の活用の推進

基本的取組の体系

施策03 子ども・子育て家庭の支援

03-1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

03-2 子どもの健やかな成長の支援

03-3 保育サービスの充実

重点

ひとり親家庭等への支援

2 出産・子育て応援事業

2 子どもの医療費助成

2 児童虐待防止センター事業の推進

発達障害児支援事業[再掲]

2 保育サービスの充実

2 学童クラブ施設の整備

基本計画事業

- 国が令和3年12月に策定した「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」においては、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えるとともに、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとし、そうした「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、令和5年度に「こども家庭庁」を創設するとしています。
- 「こども家庭庁」において、国は、これまで分散していた子ども政策の司令塔機能を一本化し、子ども政策の一元的な企画・立案・総合調整を行うとともに、結婚支援から妊娠前の支援、妊娠・出産の支援、母子保健、子育て支援、子どもの居場所づくり、困難な状況にある子どもの支援等の事務を集約して自ら実施するなど、子ども政策を更に強力に進めていくとしています。
- 市は、「子どもは調布の宝、未来への希望」として、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する総合的な指針である「調布市子ども条例」を平成17年4月に施行しています。また、令和2年3月には、子ども・子育て支援法の規定に基づく「第2期調布っ子すこやかプラン」を策定し、「一人ひとりの子どもを尊重する」、「子育て家庭の支援を充実する」、「地域全体で子どもを育み、子育てを支援する」、「次代を担う子ども・若者等の健全育成」の4つの視点を基本方向とし、子ども・子育て支援については、子どもの権利を尊重し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを掲げています。
- 児童福祉法等の一部改正（令和4年）に基づき、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターを設置したうえで、一体的な相談支援体制を構築し子育て家庭に対する支援サービスの向上に取り組む必要があります。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援について、子育て世代包括支援センター（子ども家庭支援センターすこやか・保健センター）を中心として、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や相談支援に取り組むとともに、ゆりかご調布事業や産後ケア事業の実施のほか、育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎児家庭への支援や、1歳を迎える子どもを育てる家庭への支援に取り組んでいます。
- 地域における子育て家庭の不安解消と子どもの健全な成長を支援するため、各児童館において子育てひろば事業を実施しています。地域とのつながりが希薄化している中、子育て家庭が抱える負担や悩みに対応できるよう、身近な相談支援窓口の一層の充実が求められています。
- 義務教育就学児（小学校1年生から中学校3年生まで）に対する自己負担分の医療費助成について、小学校6年生までの所得制限及び非課税世帯における通院時200円（上限額）負担を撤廃しています。令和5年4月からは、所得制限及び通院時200円（上限額）負担を撤廃するとともに、対象を高校生相当年齢まで拡大し、高校生世代までの医療費の完全無償化を予定しています。
- ひとり親家庭の生活の安定や向上及び子どもの貧困対策に向けて、日常生活など様々な相談、子育てサービスに関する情報提供、就労支援、進学や就職に繋げるための学習支援、経済的支援等を行う必要があります。
- 子どもの貧困への対応として、貧困の連鎖防止対策や複合的な課題を抱える子ども・若者の自立支援等を実施してきました。長引く新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、ひとり親の子育て家庭や子どもの貧困が更に深刻化しているため、子どもの貧困対策の充実を図るとともに、困難を抱える子どもや子育て家庭の実情に応じた支援策を実施していく必要があります。
- 児童虐待に関する相談は、依然として多く寄せられ、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況を踏まえ、引き続き、相談窓口の認知度向上に努め、虐待の未然防止に取り組むとともに、関係機関との連携を強化し、迅速かつ適切な対応を行う必要があります。
- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）について、介護が長期にわたったり、負担や責任が過剰にかかることで心身の発達や友人等との人間関係の構築に支障をきたしたり、進路選択に制約をもたらすケースがあることが課題であると捉えられています。そのため、ヤングケアラー本人が望む学業や社会参加等を制限されることなく継続できるよう、個々

の状況に応じた支援に取り組んでいく必要があります。

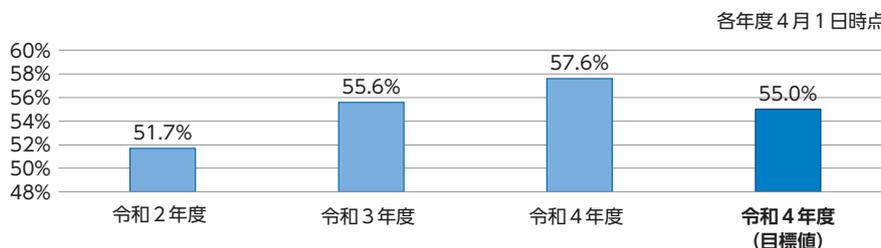
- 令和2年5月から、新型コロナウイルス感染症の影響による困難を抱え、支援を必要とする子どもや子育て家庭等に対して、一家団らん機会の提供や食料品購入を通じた生活支援、新学期に向けた学びの支援などを行うため、18歳以下の子どもがいる家庭に市内で使える商品券等を支給する「調布っ子応援プロジェクト」を継続して実施しています。

<調布っ子応援プロジェクトの概要>

事業名	時期	支給内容	対象人数
第1弾	R2.5～7月	商品券	約 30,850 人
第2弾	R2.6月	米	約 3,150 人
第2弾	R2.7～9月	現金	約 2,300 人
第3弾	R3.8～10月	商品券	約 38,300 人
第4弾	R4.3～5月	商品券	約 39,400 人
第5弾	R4.12～R5.3月	キャッシュレスポイント等	約 4,000 人

- 保育園の入所児童数が、市外からの転入者の増加や世帯の小規模化の進展等を背景に増加している状況を踏まえ、保育園の待機児童対策として、令和元年度から3年度までに、認可保育園4園を誘致・開設するなどし、435人の定員拡充を図りました。その結果、待機児童数は、令和4年に16人となりましたが、依然として待機児童の解消には至っていないことから、減少傾向にある年少人口の今後の推移や将来の保育需要を見据えた効果的な待機児童対策に取り組む必要があります。

<保育施設整備率の推移>



- 学童クラブは、児童や共働き世帯の増加などに伴う利用ニーズを踏まえた整備を進め、令和4年7月時点において42施設、定員2,380人となっています。令和元年から4年までの期間においては4施設を新たに整備し、155人の定員拡充を図りました。また、児童の障害の程度や特性に応じた対応ができる障害児学童クラブの開設など、先進的な取組も併せて実施しています。
- 就学児童数が令和(2026)年度までは増加するものの、今後は児童数全体の減少が見込まれる一方で、共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い、保育ニーズが変化することも見込まれます。
- このような動向を踏まえつつ、より多くの市民が地域の中で安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図るためには、今後も引き続き、ハード・ソフトの両面から、困難な状況にある家庭や子どもを含め、利用者のニーズに応じた各種子ども・子育て支援サービスの量的・質的な充実を図るとともに、子育て中の保護者の不安感や負担感及び孤立感の解消に努める必要があります。

03-1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

◆調布市子ども条例及び調布っすこやかプランに基づく支援の推進

調布市子ども条例及び調布っすこやかプランに基づき、子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子どもを産み育てることができるよう、地域全体で子どもの育ちを支援します。

調布っすこやかプランについては、令和7（2025）年度からの次期プランの策定に取り組みます。

◆子育て世代包括支援センターを中心とした切れ目ない子育て支援

子育て世代包括支援センターである子ども家庭支援センターすこやかと保健センターを子育て支援の中心的な拠点として、保護者が持つ不安を解消し、安心して子育てができるよう、相談事業を行います。

また、子ども家庭支援センターすこやかにおいて、一時預かりなどの各種子育て支援事業を行うとともに、保健センターにおいては、妊娠・出産期から子育て期にわたる健康診査や健康相談、保健師等の専門職による家庭への訪問、予防接種等を行うことで、子どもの健やかな成長を支援します。

さらに、本計画期間中に、組織横断的な連携の下、子育て世代包括支援センターを見直して「こども家庭センター」を設置できるよう、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制の構築に向け、取組を検討、推進していきます。



< 子ども家庭支援センターすこやかでの事業 >

◆児童館子育てひろば事業の実施

地域における子育て家庭の不安解消と子どもの健全な成長を支援するため、児童館における子育てひろば事業を実施します。また、「乳幼児施設連絡会」を開催し、乳幼児に関わる関係機関同士の顔の見える関係づくりを行います。

◆学習・交流の場の充実

子どもの健やかな成長のために、保護者が子育てに関して学習・交流できる場の提供や環境づくりを行います。

◆ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の配慮が必要な家庭について、経済的支援をはじめ、学習支援、就労支援など、自立に向けた取組を行います。

◆子育て家庭の経済的支援

乳幼児、義務教育就学児、高校生世代に対する医療費助成について、通院時200円（上限額）負担及び保護者の所得制限を撤廃し、完全無償化を実施します。また、幼児教育・保育の無償化への対応、児童手当の支給等を行います。

◆子どもの貧困対策の推進

経済的な困難を抱える家庭の子どもを対象に、進学や就職につなげるため、学習支援や相談・生活支援を行います。また、子ども食堂やフードパントリー等を実施する団体への支援を行います。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
子育て支援サービスに満足している市民の割合	68.3% (令和3年度)	75.0% (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	11				
事業名	ひとり親家庭等への支援	区分	継続	担当課	子ども家庭課
事業の概要	ひとり親家庭等の生活の安定や向上及びその子どもの貧困の連鎖を防止し、福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し、日常生活や育児等に関する様々な相談、子育てサービスに関する情報提供や就労支援、進学や就職につながるための学習支援を行います。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	○子育て支援サービス相談員(3人)、母子・父子就労支援専門員(2人)による相談支援等の実施	○継続	○継続	○継続	
	○ひとり親家庭の学習・相談支援事業の実施、拡充の検討	○継続	○継続	○継続	
	○高卒認定試験合格支援・給付金事業の実施	○継続	○継続	○継続	
	○通信制高校卒業支援給付金支給事業の実施	○継続	○継続	○継続	
	○養育費確保支援事業の実施	○継続	○継続	○継続	
事業費(百万円)	58	58	58	58	

No.	12	重点2			
事業名	出産・子育て応援事業	区分	拡充	担当課	健康推進課
事業の概要	すべての子育て家庭に対し妊娠前から専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減し、支援が必要な家庭の早期把握・支援につなげることを目的として、利用者等のニーズを把握しながら、母子健康手帳交付と同時に専門職による面接を実施するゆりかご調布事業や産後ケア事業、多胎児家庭支援事業等を実施します。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	○ゆりかご調布事業の実施	○継続	○継続	○継続	
	○ようこそ調布っ子サポート事業の実施	○継続	○継続	○継続	
	○産後ケア事業の実施	○継続	○継続	○継続	
	○バスデーサポート事業の実施	○継続	○継続	○継続	
	○多胎児家庭支援事業の実施	○継続	○継続	○継続	
	○多胎児妊婦健診費助成の実施	○継続	○継続	○継続	
	○新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問の実施	○継続	○継続	○継続	
○母子健康手帳アプリの導入検討	○母子健康手帳アプリの導入	○母子健康手帳アプリの運用	○継続		
○こども家庭センターの設置検討	○こども家庭センターの設置準備	○こども家庭センターの設置	○こども家庭センターの運営		
事業費(百万円)	311	312	312	312	



< ゆりかご面接 >

No.	13	重点2			
事業名	子どもの医療費助成	区分	新規	担当課	子ども家庭課
事業の概要	乳幼児期から高校生世代（非就学者を含む、高校1年生から3年生に相当する年齢の方）までの医療費を助成します。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	○乳幼児医療費助成の実施（完全無償化） ○義務教育就学児医療費助成の実施（完全無償化） ○高校生等医療費助成の実施（完全無償化）	○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続	
事業費（百万円）	1,150	1,302	1,302	1,302	

03-2 子どもの健やかな成長の支援

◆子どもの虐待防止対策

児童虐待防止センターを中心に児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の予防と早期発見に取り組むとともに、虐待を受けた子どもの支援・ケアに関する体制を整備します。

◆ヤングケアラーへの対応

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）について、関係部署と連携して、実態を把握するとともに、必要な支援につなげます。

◆子どもの発達への支援

発達に遅れやかたより等がある子どもに対して、子ども発達センターを中心に、関係機関と連携しながら、健やかな成長を支援します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
すこやかなどで児童虐待に関する相談を受け付けていることを知っている市民の割合	49.8% (令和3年度)	60.0% (令和8(2026)年度)



基本計画事業

No.	14				重点2	
事業名	児童虐待防止センター事業の推進		区分	継続	担当課	子ども政策課
事業の概要	子ども家庭支援センターすこやかにおいて、児童虐待防止センター事業を実施し、相談や通報の内容に応じて、児童相談所等の関係機関と連携し、迅速で適切な対応を行うほか、保護を要する児童等への支援に関するネットワークの強化を図るため、調布市要保護児童対策地域協議会を運営します。					
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度		
	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめや虐待についての相談への対応（すこやか虐待防止ホットライン） ○オレンジリボンキャンペーン等による児童虐待防止の周知及び啓発 ○調布市要保護児童対策地域協議会の運営 ○予防的支援事業の実施（モデル事業） ○児童相談システムの更新 ○情報共有システムとの連携 ○こども家庭センターの設置検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○予防的支援事業の実施（本格実施） ○こども家庭センターの設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○こども家庭センターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○こども家庭センターの運営 		
事業費 (百万円)	29	39	29	29		

No.	35					
事業名	発達障害児支援事業【再掲】		区分	継続	担当課	子ども発達センター
事業の概要	子どもの障害や発達の遅れ、かたよりについて、保護者や子ども施設からの相談に応じ、早期に適切な療育へつなげるとともに、子どもの状況に応じた専門的かつ適切な療育を行います。					
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度		
	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・通園事業の安全で適切な療育の実施 ・緊急一時養護事業及びリフレッシュ支援事業の継続 ・発達相談コーディネーターの配置による相談体制強化継続 ・巡回支援等の子ども施設支援継続 ・障害児福祉計画（令和6年度～）の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 		
事業費 (百万円)	317	317	317	317		



< 子ども発達センター >

03-3 保育サービスの充実

◆保育の質の維持・向上

子ども・子育て支援法に基づく市内認可保育園等に対する指導検査や保育アドバイザーによる巡回等を通じて、保育の質の維持・向上を図ります。

◆保育園待機児童対策の推進

多様な保育ニーズに対応するため、未就学児童数や保育園申込者数の推移などを踏まえ、年度限定型保育事業や既存認可保育園の定員変更など、あらゆる方策を検討し、効果的な待機児童対策に取り組みます。

◆学童クラブの入会保留児童対策の推進

放課後の児童の安全な育成の場を確保する観点から、学童クラブの入会保留児童対策に取り組みます。なお、施設整備に当たっては、小学校校舎内又は敷地内や民間所有地などの有効活用を図るとともに、放課後子供教室事業と連携した取組を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
学童クラブ定員数	2,370人 (令和4年4月1日)	2,715人 (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	15	重点2			
事業名	保育サービスの充実	区分	継続	担当課	子ども政策課, 保育課
事業の概要	保育園待機児童数の今後の動向や減少傾向にある年少人口の推移, 将来の保育需要や子育てニーズ等を踏まえて, 多様な保育ニーズに対応するとともに, 保育の質の確保を図ります。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○年度限定型保育事業の実施 ○既存認可保育園の定員変更 ○企業主導型保育事業の活用 ○指導検査の実施 ○保育の質のガイドラインの策定 検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○保育の質のガイドラインの策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○保育の質のガイドラインの周知 ・検証 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	
事業費 (百万円)	26	26	26	26	

No.	16	重点2				
事業名	学童クラブ施設の整備		区分	拡充	担当課	児童青少年課
事業の概要	入会保留児童が多く生じている地域や児童の育成環境の向上が必要な地域において学童クラブ施設を整備するとともに、放課後子供教室事業との連携等により、児童の安全な育成の場の確保に取り組みます。					
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度		
	○学童クラブ施設の整備 ・設計 1箇所 ・整備 1箇所 ○学童クラブ需要の検証	○継続 ・設計 2箇所 ・整備 1箇所 ○継続	○継続 ・整備 2箇所 ○継続	○継続		
事業費 (百万円)	11	184	170	0		



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

- 妊娠，出産，育児等に関する子育て関連の各種申請等について，マイナポータルのぴったりサービスを活用し，オンライン上で手続きを行うことができるサービスの充実を図ります。
- AI-OCRやRPA等を活用したデジタル化ツールを導入し，学童クラブ申請時の利便性の向上及び事務の効率化を推進します。
- 全学童クラブにおいて，保護者との連絡用アプリを導入し，迅速かつ確実に連絡ができる体制を整備します。

共創のまちづくり

- 地域における子育て家庭の不安解消と子どもの健全な成長を支援するため，プレイセンターちょうふ等の地域子育て支援拠点事業を推進します。

脱炭素社会の実現

- 児童館等において，植物の栽培や自然体験等の学びを通じた，子どもが楽しく環境について考える機会を創出します。

フェーズフリー

- アルファ米やライスクッキーの備蓄分について，賞味期限が近付いたものをおやつ等にも取り入れることで，非常時のみならず日常にも活用します。

